

[令和7年3月1日 現在]

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスおよび指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定および「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例31号）」の規定に基づきに基づき、指定(介護予防)訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ニュービレッジ
代表者氏名	代表取締役 松下夏樹
本社所在地	大阪市西成区岸里3-1-27 泉陽ビル
(連絡先及び電話番号等)	06-6629-8654
法人設立年月日	2010年5月10日

## 2 (1)利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

事業所名称	看護の歩
介護保険指定事業所番号	2763390610
事業所所在地	大阪市西成区岸里東2-15-13
連絡先	06-4703-3253
相談担当者名	管理者：村上 仁
サービスを提供する地域	大阪市西成区の区域

## (2)事業の目的及び運営の方針

<p>事業の目的</p>	<p>株式会社ニュービレッジが設置する看護の歩(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保することを目的とする。</p>
<p>運営の方針</p>	<p>事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>2 利用者の要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとし、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。</p> <p>5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。</p> <p>6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容および「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4</p>

※以下、訪問看護と共通事項には介護予防訪問看護を含むものとし「訪問看護」の記載のみとする

## (3)事業所窓口の営業日及び営業時間(サービス提供日およびサービス提供時間も同じ)

<p>営業日時</p>	<p>月曜日から土曜日 午前9時から午後6時 (ただし12月29日から1月3日までを除く)</p>
<p>管理者</p>	<p>看護師：村上 仁</p>
<p>上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。</p>	

#### (4)事業所の職員体制

職務	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	正看護師	1名		1名
看護職員	正看護師・准看護師	4名	3名	7名
リハビリ職員	理学療法士		1名	1名

※管理者は看護職員を兼務とする。

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス内容と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）および介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を他職種共同で作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①  利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②  利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③  利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④  利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤  体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥  他利用者又は家族等に対して行なう宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

訪問看護のサービス費用

介護	20分未満 (314単位)		30分未満 (471単位)		30分以上1時間未満 (823単位)		1時間以上1時間30分未満 (1,128単位)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
看護師	3,491円	350円	5,237円	524円	9,151円	916円	12,543円	1255円
准看護師	3,135円	314円	4,703円	471円	8,228円	823円	11,286円	1,129円
予防	20分未満 (303単位)		30分未満 (451単位)		30分以上1時間未満 (794単位)		1時間以上1時間30分未満 (1090単位)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
看護師	3,369円	337円	5,015円	502円	8,829円	883円	12,120円	1,212円
准看護師	3,024円	303円	4,503円	451円	7,939円	794円	10,908円	1,091円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

介護	1日に2回までの場合 (294単位)		1日に2回を超えて行う場合 (264単位)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3,269円	327円	2,935円	294円
予防	1日に2回までの場合 (284単位)		1日に2回を超えて行う場合 (255単位)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3,158円	316円	2,835円	284円

【早朝・夜間加算、深夜加算】

夜間：午後6時～午後10時まで

深夜：午後10時～午前6時まで

早朝：午前6時～午前8時まで

所定単位数の25%

所定単位数の50%

所定単位数の25%

## 加算一覧

★ 加算	利用料	利用者	算定回数等
		負担額	
緊急時訪問看護加算Ⅰ(600単位)	6,672円	668円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)(500単位)	5,560円	556円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)(250単位)	2,780円	278円	
ターミナルケア加算(2,500単位)	27,800円	2,780円	死亡月に1回
初回加算Ⅰ(350単位)	3,892円	390円	病院や施設から在宅に移行し当日に初回の訪問看護を実施した際、1回初回
初回加算Ⅱ(300単位)	3,336円	334円	病院や施設から在宅に移行し2日目以降に訪問看護を実施した際、1回初回
退院時共同指導加算(600単位)	6,672円	668円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算(250単位)	2,780円	278円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅰ)(550単位)	6,116円	612円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅱ)(200単位)	2,224円	223円	1月に1回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(254単位)	2,824円	283円	1回当たり(30分未満)
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(402単位)	4,470円	447円	1回当たり(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(201単位)	2,235円	224円	1回当たり(30分未満)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(317単位)	3,525円	353円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算(300単位)	3,336円	334円	1回当たり
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(6単位)	66円	7円	1回当たり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(50単位)	556円	56円	1月に1回

## 加算の説明

※

緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※

特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にある

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態  
ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

①

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工呼吸機又は人工睡眠を設置している状態

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※

初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※

退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※

看護・介護職員連携強化加算は、人工呼吸器を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の

※

複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由等により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※

複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由等により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※

長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※

サービス提供体制強化加算、看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。

※

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※

当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います

◆基本報酬(医療保険対応)※利用料は1割負担の場合です

診療内容	診療報酬	利用料	算定回数等
訪問看護管理療養費 (月の初日)	7,440円	740円	1回
訪問看護管理療養費1 (月の2日目以降の訪問)	3,000円	300円	1日につき
訪問看護管理療養費2 (月の2日目以降の訪問)	2,500円	250円	1日につき
訪問看護基本療養費I (1日につき)	5,550円	555円	週3日目まで
	6,550円	655円	週4日目以降
訪問看護基本療養費II (同一日2人)	5,550円	555円	週3日目まで
(同一日2人)	6,550円	655円	週4日目以降
(同一日3人以上)	2,780円	278円	週3日目まで
(同一日3人以上)	3,280円	328円	週4日目以降
訪問看護基本療養費III	8,500円	850円	入院中(基準告示第2の1に規定する疾病等は2回)
精神科訪問看護基本療養費I	5,550円	555円	週3日目まで
	6,550円	655円	週4日目以降
精神科訪問看護基本療養費III	5,550円	555円	週3日目まで
	6,550円	655円	週4日目以降
精神科訪問看護基本療養費III	2,780円	278円	週3日目まで
	3,280円	328円	週4日目以降
精神科訪問看護基本療養費IV	8,500円	850円	外泊時

難病等複数回訪問看護加算	4,500円	450円	1日に2回の場合
難病等複数回訪問看護加算	8,000円	800円	1日に3回の場合
緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650円	265円	1日につき
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円	200円	1日につき
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	週1日
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	週1日
夜間訪問看護加算	2,100円	210円	1回につき
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	1回につき
24時間対応体制加算	6,800円	680円	月1回
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	月1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	月1回
退院時共同指導加算	8,000円	800円	初回訪問時
退院支援指導加算	6,000円	600円	退院後翌日以降の初回訪問時
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	月1回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	月2回
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円	1,000円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	150円	月1回
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	月1回
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	78円	月1回

※診療報酬の改定の際は、別紙でご連絡させていただきます

#### 4 その他の費用について

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求します。 片道20km未満は500円 片道20km以上は1,000円	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	サービス提供料金の20%を請求いたします
	12時間前までにご連絡のない場合	サービス提供料金の50%を請求いたします

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

## 5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までにご利用者あてにお届け（郵送）します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日（祝休日の場合は直前の平日）に、ご指定の口座より引き落とします。
口座入金	サービスを利用した月の翌月末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、下記口座にご入金お願いします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。
大阪シティ信用金庫 萩之茶屋支店 普通預金 8963164 口座名義 (株)ニュービレッジ 代表取締役 松下夏樹	

・お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	村上 仁
	イ	連絡先電話番号	06-4703-3253
		同ファックス番号	06-6651-9003
	ウ	受付日	月曜日～土曜日
		受付時間	9:00～18:00

※☑担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供に当たって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護・要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている認定有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、要支援者にあつては護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止のための取組について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：村上 仁
-------------	----------

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を設置し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

## 9 秘密の保持、個人情報の取扱いについて





(2) 苦情相談の手順

事業所は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする

5 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

## 20 第三者評価の実施状況

事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

## 21 身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

## 22 従業者の就業環境の確保について〔パワハラ・セクハラ防止〕

事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 23 重要事項説明の年月日

事業者	所在地	大阪府大阪市西成区岸里3丁目1番27号
	法人名	株式会社ニュービレッジ
	代表者名	松下 夏樹
	事業所名	看護の歩
	説明者	

この重要事項説明書の説明年月日	
-----------------	--

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定および大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例31号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	